

虐待防止のための指針

1. 虐待防止に関する基本的考え方

事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 権利擁護・高齢者虐待防止委員会に関する事項

(1) 事業所では、虐待発生防止に努める観点から、「高齢者虐待防止委員会（以

下委員会）」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は当事業所の管理者とし、次長、部長、課長、主任を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下 担当者）」とします。

(2) 委員会は、6ヶ月に1回開催します。但し、事案発生時等、必要な際は委員長が随時委員会を招集します。

(3) 委員会の役割

- ①虐待防止に対する基本理念、行動規範等の周知徹底に関すること
- ②虐待防止のためのマニュアル等の整備に関すること
- ③人権意識を高めるための研修の実施に関すること

- ④虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑤虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること
- ⑦虐待防止の担当者の選任に関すること

4. 高齢者虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する高齢者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (2) 実施は、年 1 回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、実施内容を記録します。

5. 虐待またはその疑い（以下 虐待等）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の解消に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、就業規則等に従い厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、宮崎市及び警察等の協力を仰ぎ被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1) 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。
- (2) 利用者の生活環境において、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。
- (3) 利用者等に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告する。その後、苦情解決の仕組みと同様にすみやかな解決につなげる。
- (4) 各在宅における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 委員会は利用者の生活環境において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに委員長へ報告する。委員長は委員会を開催し、

速やかに宮崎市に通報しなければならない。

(6) 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、宮崎市や社会福祉協議会等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者（管理者）に報告します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にもその対応を報告します。

9. 本指針の閲覧に関する事項

本指針は職員がいつでも自由に閲覧できる場所に設置しています。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

高齢者虐待防止等のための職員研修のほか、県社会福祉協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

11. 附則

この指針は、令和7年4月1日より施行する。